



FAX(050-3819-8024)にて申請してください。

※申請書は、特設ホームページからもダウンロードいただけます。

↑特設ホームページアクセス用QRコード

浦添市クーポン券事業取扱事業者登録申請書兼誓約書兼承諾書

浦添市クーポン券事業コールセンター 宛

0	記入日	令和3年 月 日		
1	申請者	法人・個人	事業所名(法人名)	
2 3 4 5	法人情報	代表者名	フリガナ	
		所在地	フリガナ	
			〒	
		TEL	FAX	
		連絡担当者名	Email (任意)	
6 7 8 9	店舗情報	店舗名 (HP・パンフレット記載用店舗名)	フリガナ	年間売上
		所在地	フリガナ	店舗面積
			〒	m
		店舗TEL	店舗FAX	
	店舗担当者名	業種		

■誓約書及び承諾書

- 商品の販売、又はサービスの提供なくクーポン券の換金を行いません。
- クーポン券を使用できない商品に対して、クーポン券での支払いを受付けません。
- クーポン券の再版・再流通を致しません。
- クーポン券の偽造・悪用・濫用を致しません。
- クーポン券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- クーポン券の使用期間中(令和3年8月上旬～11月上旬)は取扱事業者として事業に参加し、真にやむを得ない限り途中辞退は致しません。
- クーポン券換金期限を確認し、その期限を遵守します。
- クーポン券の取扱い、参加店舗の責務のほか募集要項に記載している内容に同意し、遵守します。
- クーポン券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- クーポン券の取扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗」、「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」ではありません。
- 「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」に該当するか否か関係機関に照会することに承諾します。
- 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP・パンフレットに掲載)について承諾します。

※業種は、以下の業種一覧から選択してください。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 01 スーパー | 10 旅館・ホテル |
| 02 コニビニ | 11 旅行業 |
| 03 飲食店 | 12 クリーニング |
| 04 衣料・身の回りの品取扱店 | 13 理容・美容 |
| 05 家具店 | 14 病院・診療所・薬局 |
| 06 家電販売店 | 15 娯楽・レジャー |
| 07 ホームセンター | 16 タクシー |
| 08 ドラッグストア | 17 その他小売 |
| 09 化粧品店 | 18 その他() |

小規模店舗／特典記入欄

・売場店舗面積が1,000㎡以内が小規模店舗となります。

小規模店舗は掲載店舗一覧・特設サイトにてオリジナル特典を掲載できます。下記の項目を記入いただきお申し込みください。

- ご提供いただけるオリジナル特典名(例:次回来店時10%OFF券等)
 - 特典利用条件(例:千円以上のご購入が対象等)
 - 掲載ご希望特典写真の有無を下記チェックボックスにチェックしてください。
- ※ご提供いただく特典に関しましては店舗側でのご負担となりますので予めご了承ください。

記入欄	1. オリジナル特典名	2. 特典利用条件
	特典画像 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

申請にあたり「浦添市クーポン券事業取扱事業者募集要領」及び上記1～11のことについて遵守することを誓約し、12・13のことに承諾します。併せて下記に記載した内容に虚偽がないことを誓約し、取扱事業者登録の申込みを致します。	代表者署名
--	-------

■振込口座について

口座名義	フリガナ		
金融機関名		支店名	
預金種類	普通・貯蓄・当座	口座番号	

申請期間

- (1次)令和3年7月1日(木)から令和3年7月11日(日)まで
 ※申請の内容を審査の上、商品券販売時に配布する取扱事業者一覧表に掲載いたします。
 (随時)令和3年7月12日(月)から令和3年9月未定まで
 ※申請の内容を審査の上、特設ホームページ内の取扱事業者一覧には随時掲載いたします。

その他

- ・申請書の記載内容に疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。・本券は浦添市が認定した取扱店のみ、商品またはサービス等の支払いにご利用いただけます。
 ・本券をカラーコピー等により、変造、偽造して使用すると罰せられます。

事業者登録

- 申請のあった事業者については、「申請書」の内容を審査の上、取扱事業者として登録します。
 登録された事業者には、後日、特定事業者登録証明書のほか、ポスター、ステッカー、換金依頼書等の取扱事業者キットを事業者住所へお送りいたします。(取扱事業者キットは8月上旬までに送付予定)
 ※登録不可である場合も、その旨を通知します。

番 査	受 付
--------	--------